

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	新宿区
4. 届出番号	49
5. 独自利用事務の事例番号	116-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/kikaku01_002131.html

執行機関名 新宿区長

知事等(教育委員会)が行う子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童育成手当の支給、ひとり親家庭等の医療費の助成その他の子ども・子育て支援に関する事務であって新宿区規則で定めるもの 【新宿区子育て短期支援事業実施要綱(平成28年2月1日付け27新子総総第1004号。以下この号において「要綱」という。)による要綱第1条に規定する子育て短期支援事業に係る利用料の算定に関する事務】
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年10月14日新宿区条例第47号)第3条別表区長の項第5号 児童育成手当の支給、ひとり親家庭等の医療費の助成その他の子ども・子育て支援に関する事務であって新宿区規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号) 第1条	子育て短期支援事業実施要綱(平成26年9月29日付け26副保子家第588号) 第1

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>第1 事業の目的 1 第3の(1)及び(3)に定める事業については、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3第3項に規定される事業であって、子育て短期支援事業実施要綱(平成26年5月29日付雇児発0529第14号)に基づくものであり、保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等住民に身近であって、適切に保護することができる施設(以下「実施施設」という。)において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。 2 第3の(2)に定める事業については、法第6条の3第3項に規定される事業であって、子育て短期支援事業実施要綱(平成26年5月29日付雇児発0529第14号)に基づくものであり、保護者の強い育児疲れ、育児不安又は不適切な養育状態にある家庭など虐待のおそれやそのリスク等が見られる家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、又は児童の生活の場を一時的に家庭から移すことがふさわしいと区市町村が判断した場合等に、一定期間、実施施設(ファミリーホームを除く。)において児童を養育し、生活指導並びに発達及び行動の観察を行うとともに、保護者の支援を行うことにより、保護者の心身の安定及び育児に関する負担感の軽減を図り、地域における支援体制を確立することで、児童の健やかな成長を支援すること及び保護者が安心して育児に取り組む環境を整えることを目的とする。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>新宿区子育て短期支援事業実施要綱(平成28年新子総総1004号)</p>